

		改正前	改正後	差
医療分	所得割	7.10%	7.50%	0.40%
	均等割	19,800円	19,800円	据え置き
	平等割	20,300円	20,300円	据え置き
	課税限度額	65万円	65万円	据え置き
支援金分	所得割	2.80%	3.00%	0.20%
	均等割	11,900円	11,900円	据え置き
	課税限度額	20万円	22万円	2万円
介護分	所得割	2.60%	2.60%	据え置き
	均等割	11,000円	11,000円	据え置き
	課税限度額	17万円	17万円	据え置き

国民健康保険に関するお知らせ
今年度から国税の税率が改正されます！

医療の高度化や被保険者の高齢化などに対応するため、千葉県から示された標準保険料率を参考に、国民健康保険の税率を左記(表)のとおり改正しました。

将来にわたって皆様が安心して国民健康保険を利用できるように、ご協力をお願いします。

町民税務課 課税係 ☎77・3915

入札結果

☎ 総務課 契約管財係 ☎77-3907

開札年月日	入札手法	工事(業務委託・物品)の名称	工事(業務委託・物品納入)の箇所	落札価格(円)	請負額(円)	契約の相手方
5月2日	指名競争入札	芝山町障害者福祉計画等策定業務委託	芝山町小池992番地 芝山町役場	3,300,000 (税込)	3,300,000	(株)アイアールエス
		芝山町道3BL-0205号線及び3BL-0206号線用地測量業務委託	芝山町小池地内	3,000,000 (税抜)	3,300,000	(株)総合開発
		芝山町小池地区都市公園用地測量業務委託	芝山町小池地内	10,500,000 (税抜)	11,550,000	(株)総合開発
5月16日	制限付競争入札	真空冷却機の購入	芝山町学校給食センター (千葉県山武郡芝山町小池2700-51)	4,360,000 (税抜)	4,796,000	(株)アイホー



マイナンバーカードを持っていない方
マイナンバーカード手続きのお知らせ

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードの取得を促進するため、休日・平日夜間窓口の開設や申請手続きの補助を実施しています。

休日窓口(要予約)
 ■開設日 7月30日(日)
 ■時間 午前10時～午後3時
 ■内容 申請書の発行と申請受け付け・申請に必要な顔写真の撮影・オンライン申請の補助

平日夜間窓口(要予約)
 ■開設日 7月6日(木)、18日(火)
 ■時間 午後5時15分～7時
 ■内容 申請書の発行と申請受け付け・マイナンバーカードの交付

平日申請サポート(予約不要)
 ■時間 午前9時～午後5時
 ■内容 申請書の発行と申請受け付け

※申請書を持っていない方は、本人確認書類(顔写真のないものは2点以上)が必要です。

注意事項
 ・申請から交付までは約2カ月かかります。
 ・申請手続きには申請者本人がお越しください。
 ・15歳未満や成年後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。

生き甲斐学級 開講式

5月26日(金)、今年度第1回目の生き甲斐学級が中央公民館にて開催されました。開講式の後、芝山古墳・はにわ博物館の奥住館長より「芝山町の寺院と文化財」について講演が行われました。参加された皆さんは、興味深く講演に耳を傾けていました。



国民健康保険に加入中の方
新しい保険証が交付されます

☎ 町民税務課 国民健康保険係 ☎77・3913

8月以降に使用する新しい保険証を7月中旬から世帯主宛てに簡易書留で郵送します。届きましたら、住所や氏名などの記載事項の確認をお願いします。※マイナンバーカードと保険証をひも付けた方も引き続き紙の保険証を交付します。

国民健康保険(毎年の所得の判定について)
 70歳以上75歳未満の方は、毎年8月1日現在の前年の所得を判定して、医療費の負担割合が決まります。芝山町では、「**高齢受給者証**」を兼ねた**保険証を発行しています。**

【自己負担割合が2割の方】
 ・低所得Ⅱ
 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方

・低所得Ⅰ
 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方

・一般
 一定所得者にも住民税非課税にもあてはまらない方

【自己負担割合が3割の方】
 同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方

(ただし、対象者が2人以上いる場合で収入の合計が520万円以上、1人の場合は383万円以上にならない方は、申請により2割負担になります。)

■臓器提供意思表示欄について
 保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられます。記入は任意ですが、記入された場合は保険証台紙に付いている臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてご使用ください。
 ※限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日以降も必要な方は、8月以降に再度申請してください。
 ※原則、7月中に8月以降に使用できる認定証は発行しません。